

# 石川県公報

令和6年9月10日

第13739号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		選挙管理委員会	
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	8
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	8
○公金事務の委託 (自然環境課)	1	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	2	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	9
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	5		

## 告示

### 石川県告示第346号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年9月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1762191425	有限会社今村興業	訪問看護ステーション碧 かほく市大崎5-10-2	訪問看護	令和6年 7月16日
1771300991	株式会社リトルハンズ	ユースタイルケア金沢野々市センター 野々市市野代3-139-10	訪問介護	令和6年 7月29日

### 石川県告示第347号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年9月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1762191425	有限会社今村興業	訪問看護ステーション碧 かほく市大崎5-10-2	介護予防訪問看護	令和6年 7月16日

### 石川県告示第348号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和6年9月10日

石川県知事 馳 浩

指定公金事務 取扱者の名称	指定公金事務 取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託した 公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱 者の指定をした日	公金事務の 委託をした日
一般財団法人白山 市地域振興公社	白山市七原町77番 地	南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビン に係る使用料徴収事務	令和6年7月1日	令和6年7月1日

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年9月10日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

CoCoTTo KANAZAWA

金沢市堅町45番地2 他

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 金沢パティオ

金沢市堅町45番地2 他

(変更後) CoCoTTo KANAZAWA

金沢市堅町45番地2 他

3 変更の年月日

令和2年2月1日

4 変更する理由

建物名称に変更があったため

5 届出年月日

令和6年8月15日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

CoCoTTo KANAZAWA

金沢市堅町45番地2 他

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 飯盛 徹夫  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
(変更後) みずほ信託銀行株式会社  
代表取締役 笹田 賢一  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

## 3 変更の年月日

代表者氏名: 令和6年4月1日  
住所: 令和3年11月22日

## 4 変更する理由

建物設置者の代表者、住所が変更となったため

## 5 届出年月日

令和6年8月15日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

## 7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン野々市  
野々市市白山町205番1 外

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 西野 敏哉  
東京都港区芝浦一丁目2番3号  
(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 濱野 敬一  
東京都港区芝浦一丁目2番3号

## 3 変更の年月日

令和6年4月1日

## 4 変更する理由

代表取締役交代のため

## 5 届出年月日

令和6年8月20日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

## 7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 湊 博昭

石川県金沢市鞍月4丁目133番地

ほか4者

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 湊 博昭

石川県金沢市鞍月4丁目133番地

ほか3者

3 変更の年月日

令和6年2月18日

4 変更する理由

株式会社ゲオホールディングスが退店したため。

5 届出年月日

令和6年8月23日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課

7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

(変更後) 河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地

3 変更の年月日

令和7年5月3日

4 変更する理由

当該計画施設(Bゾーン、Cゾーン)のうち、Cゾーンを小売業以外の用途として使用するため。

5 届出年月日

令和6年9月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課

7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年9月10日

石川県知事 馳 浩

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町字千鳥台4丁目1番地

## 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,951㎡

(変更後) 4,072㎡

## (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による

収容台数 924台

(変更後) 位置 縦覧による

収容台数 424台

## (3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による

収容台数 173台

(変更後) 位置 縦覧による

収容台数 116台

## (4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による

面積 595平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による

面積 305平方メートル

## (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による

面積 51.3立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による

面積 29.4立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 24時間

株式会社セリア 午前9時から午後11時まで

有限会社まつもと靴店 午前9時から午後11時まで

未定① 午前10時から翌午前1時まで

未定②③④ 午前9時から午後11時まで

専門店棟 午前9時から午後10時まで

ホームセンター棟 午前9時から午後9時まで

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 24時間

株式会社セリア 午前9時から午後11時まで

- 有限会社まつもと靴店 午前9時から午後11時まで  
未定① 午前10時から翌午前1時まで  
未定②③④ 午前9時から午後11時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) Bゾーン駐車場 24時間  
Cゾーン駐車場 午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) Bゾーン駐車場 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 9箇所  
(変更後) 4箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 荷さばき施設 No. 1 午前8時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 2 午前9時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 3 午前8時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 4 24時間  
荷さばき施設 No. 5 午前7時から午後9時まで  
荷さばき施設 No. 6 午前9時から午後4時まで  
荷さばき施設 No. 7 午前9時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 8 午前7時から午後8時まで  
(変更後) 荷さばき施設 No. 1 午前8時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 2 午前9時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 3 午前8時から午後5時まで  
荷さばき施設 No. 4 24時間
- 3 変更する年月日  
令和7年5月3日
- 4 変更する理由  
当該計画施設(Bゾーン、Cゾーン)のうち、Cゾーンを小売業以外の用途として使用するため。
- 5 届出年月日  
令和6年9月2日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和6年9月10日から令和7年1月10日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和7年1月10日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラスパ白山A棟  
白山市倉光5丁目14番 外41筆
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 位置 縦覧による  
面積 676平方メートル  
(変更後) 位置 縦覧による  
面積 676平方メートル

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による

面積 40立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による

面積 40立方メートル

## 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ユニー株式会社 午前9時から午後10時まで

未定(テナント) 午前9時から午後10時まで

(変更後) ユニー株式会社 午前9時から午後10時まで

株式会社ワークマン 午前7時から午後9時まで

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

## (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前6時から午後10時

荷さばき施設② 午前6時から午後10時

荷さばき施設③ 午前9時から午後10時

(変更後) 荷さばき施設① 午前6時から午後10時

荷さばき施設② 午前6時から午後10時

荷さばき施設③ 午前6時から午後10時

荷さばき施設④ 午後10時から午前6時

## 3 変更する年月日

令和7年4月24日

## 4 変更する理由

未定であったテナントエリアにワークマンが出店することに伴い、荷さばき施設および廃棄物保管施設の位置、並びに営業時間および駐車場利用時間、荷さばき時間を変更するため。

## 5 届出年月日

令和6年8月23日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

## 7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス西南部店

金沢市八日市出町840番 外27筆

## 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による

収容台数 75台

(変更後) 位置 縦覧による

収容台数 133台

## 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 来客駐車場1 午前7時30分から翌午前0時15分まで

来客駐車場2 午前7時30分から午後9時45分まで

(変更後) 来客駐車場1 午前7時30分から翌午前0時15分まで

来客駐車場2 午前7時30分から午後9時45分まで

来客駐車場3 午前7時30分から翌午前0時15分まで

来客駐車場4 午前7時30分から翌午前0時15分まで

## (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 7箇所

## 3 変更する年月日

令和7年4月30日

## 4 変更する理由

駐車場拡充に伴い、駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数および位置に変更が生じるため。

## 5 届出年月日

令和6年8月29日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

## 7 届出等の縦覧期間

令和6年9月10日から令和7年1月10日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

**選挙管理委員会**

---

**石川県選挙管理委員会告示第63号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和6年9月10日

石川県選挙管理委員会

18,539人

**石川県選挙管理委員会告示第64号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和6年9月10日

石川県選挙管理委員会

215,865人

**石川県選挙管理委員会告示第65号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（そ



の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	124,226人
七 尾 市 選 挙 区	13,675人
小 松 市 選 挙 区	29,028人
輪 島 市 選 挙 区	6,579人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	10,153人
加 賀 市 選 挙 区	17,657人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,258人
か ほ く 市 選 挙 区	9,940人
白 山 市 選 挙 区	30,950人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,067人
野 々 市 市 選 挙 区	14,766人
河 北 郡 選 挙 区	17,574人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,339人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,763人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 66 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和6年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,865人

